



宮 崎 県 公 報

令和5年10月12日(木曜日) 第449号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁	公 告	
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更(福祉保健課) 1		○保安林の指定解除.....(自然環境課) 1	
		○公有水面埋立ての出願の要領.....(港湾課) 1	
		○土地改良区の役員の就退任の届出.....(農村整備課) 2	
		○土地改良区の役員の退任の届出.....(") 2	

告 示

宮崎県告示第 728号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年10月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 愛琉	都城市野々美谷町 2206-3	アイルホ ームサポ ート	都城市野々美谷町 2206-3

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
訪問介護事業所のみ	アイルホームサポート	令和5年 7月1日

宮崎県告示第 729号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定解除をする。

令和5年10月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 解除に係る所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字伊ノ川内42-21-84、4221-86、4221-88、4221-91、字戸屋ノ尾8774-5
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 再生可能エネルギー発電用施設用地とするため

宮崎県告示第 730号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、関係書類は、令和5年10月12日から、3週間、宮崎県国土整備部港湾課及び油津港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

令和5年10月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 出願の日

令和5年9月20日

2 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

宮崎県
宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県知事 河野俊嗣
宮崎県宮崎市下北方町横小路5928番21号

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県日南市大字平野字大節8338番地41の地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線と⑤の地点から①の地点を結ぶ平成10年1月28日付け認可シレイ 283-666、平成10年宮崎県告示第114号の埋立地と公有水面の境界線(D.L.+2.27mに決定)に囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置	
①の地点	宮崎県日南市大節のP油津電子基準点(北緯31度34分37秒0944、東経131度24分33秒4832)から186度54分23秒 1,127.73mの地点	
②の地点	①の地点から 266度28分00秒	108.77mの地点
③の地点	②の地点から 356度28分00秒	51.00mの地点
④の地点	③の地点から 86度28分00秒	0.65mの地点
⑤の地点	④の地点から 356度28分00秒	23.46mの地点

(3) 面積

4,058.41㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県日南市大字平野字大節8338番地41の地内及び地先公有水面

(2) 区域

次の地点のうち、イの地点からヌの地点までを順次に結んだ線及びヌの地点とイの地点を結んだ線により囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置
イの地点	宮崎県日南市大節のP油津電子基準点（北緯31度34分37秒0944、東経 131度24分33秒4832）から 184度57分58秒 1,139.52mの地点
ロの地点	イの地点から 211度04分19秒 289.24mの地点
ハの地点	ロの地点から 266度28分00秒 269.54mの地点
ニの地点	ハの地点から 356度28分00秒 515.00mの地点
ホの地点	ニの地点から 086度28分00秒 290.00mの地点
ヘの地点	ホの地点から 176度28分00秒 143.09mの地点
トの地点	ヘの地点から 086度28分00秒 35.00mの地点
チの地点	トの地点から 176度28分00秒 31.70mの地点
リの地点	チの地点から 086度28分00秒 45.00mの地点
ヌの地点	リの地点から 176度28分00秒 58.28mの地点

(3) 面積

174,712.63㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、三財川筋土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年10月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	関 谷 義 美	西都市大字山田 121番地
理 事	田 島 繁	西都市大字上三財 175番地 2
理 事	水 間 由 彦	西都市大字上三財6806番地
理 事	金 子 雄 二	西都市大字上三財7476番地 2
理 事	山 口 幸 治	西都市大字上三財2880番地33
理 事	安 藤 久 男	西都市大字下三財4190番地
理 事	鮫 島 稔	西都市大字上三財 535番地
理 事	榎 木 康 広	西都市大字荒武4485番地
理 事	井 上 昭 二	西都市大字下三財3345番地
理 事	日 高 清 告	西都市大字藤田 828番地 1

監 事	太 田 寛 文	西都市大字下三財7492番地
監 事	齊 藤 典 男	西都市大字上三財5306番地 4
監 事	小 森 健 二	西都市大字上三財6707番地 3

（任期：令和9年9月5日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	関 谷 義 美	西都市大字山田 121番地
理 事	田 島 繁	西都市大字上三財 175番地 2
理 事	水 間 由 彦	西都市大字上三財6806番地
理 事	金 子 雄 二	西都市大字上三財7476番地 2
理 事	緒 方 一 利	西都市大字藤田 853番地
理 事	河 野 透	西都市大字荒武15番地 1
理 事	齊 藤 典 男	西都市大字上三財5306番地 4
理 事	安 藤 久 男	西都市大字下三財4190番地
理 事	鮫 島 稔	西都市大字上三財 535番地
監 事	山 口 幸 治	西都市大字上三財2880番地33
監 事	太 田 寛 文	西都市大字下三財7492番地
監 事	清 昭 一	西都市大字下三財3314番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、高崎町土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和5年10月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	小 野 籍 雄	都城市高崎町東霧島 316番地